前橋家庭裁判所委員会議事概要

１　開催日時　　平成２４年７月２０日（金）午後１時３０分～午後３時３０分

２　開催場所　　前橋家庭裁判所大会議室

３　出 席 者（五十音順）

（委員）

五十嵐靖男委員，今井攻委員，植木康夫委員，上原徹委員，梅澤朋子委員，大平修委員，小川和弘委員，小川正明委員，加島康宏委員，下城茂雄委員，都丸晃委員，松永あけみ委員，宮﨑重子委員，（以上１３人）

（説明者）

前橋家庭裁判所　大杉充弘次席家庭裁判所調査官

同　　冬木諭訟廷管理官

（事務担当者）

浅野一夫事務局長，山田稔首席家庭裁判所調査官，池ノ内潔首席書記官，佐藤雅史事務局次長，佐藤潔総務課長，中澤道夫総務課課長補佐

４　議事

⑴　開会のことば

⑵　委員の交代について

⑶　新任の委員のあいさつ

⑷　意見交換等

テーマ「前橋家庭裁判所における少年非行の特徴について」

⑸　次回期日の指定

⑹　閉会のことば

５　議事経過

⑴　開会のことば

⑵　委員の交代

桑子福一委員，岩松浩之委員，萩原弥生委員及び中村孝委員が退任し，新たに大平修委員，今井攻委員，五十嵐靖男委員及び小川和弘委員が任命された旨の報告があった。

⑶　新任の委員のあいさつ

上原徹委員，大平修委員，今井攻委員，五十嵐靖男委員及び小川和弘委員から，それぞれ自己紹介を兼ねたあいさつがあった。

⑷　意見交換等

●　本日は,「前橋家庭裁判所における少年非行の特徴について」をテーマとしました。中でも暴走族のことを取り上げることにいたします。全国的にはたいへん減少している暴走族ですが，群馬県内においては，まだ活発に活動している実情があり，他の少年非行においても暴走族に加入している少年が関与している例が少なくないようです。このあたりの実情や家庭裁判所の取組について，家庭裁判所から御説明させていただき，その後に委員のみなさまの御意見をうかがいたいと思っております。

ア　「前橋家庭裁判所における少年事件の特徴」について概要説明

イ　質疑応答

○　単独で暴走行為を行っているものも暴走族の範ちゅうに含まれるのでしょうか。

○　大抵は暴走族であると判断できます。

最近の傾向として，集団で暴走行為を行う場合もありますが，単独でのものが多くなってきています。

群馬県の場合は，共同危険行為の検挙数が，他県の数字を圧倒している状況にありますが，その一方で，このような単独での暴走行為について，検挙が難しい状況にあります。

○　本来であれば，教育の現場で予防的な措置を執らなければならないのですが，それが十分にできていない現状があります。

ウ　委員から,「群馬県内における非行集団の現状等」について説明

エ　質疑応答

○　年々構成員数が減少傾向にあったのに，平成２０年頃から再び増加に転じているのには，何か原因があるのでしょうか。

○　取締りの強化と，県全体での暴走族排除の声の高まりが功を奏して，一旦減少に転じたものと考えられます。

　最近になって増加に転じた理由としては，少子化の影響等から，気の合う友人がなかなかできなかったりということで，学校での居場所がなくなってしまい，暴走族に居場所を求めてしまうという傾向があるようです。

　また，こういった行動を許してしまうような保護者の意識の変化といったことも関係しているようです。

○　群馬県で暴走族事件が多いのは,検挙率が高いからで,検挙率が上がれば,当然，少年事件も増加すると考えます。

　今の暴走族の特徴としては，人から注目されたくて，特に女性が集まるような商業施設が集積している場所に多く集まる傾向にあります。警察は，交番をその付近に移動させるなどの対策を行っているようですが，現行犯逮捕が基本の暴走行為は，なかなか取り締まるのは難しいのが現状のようです。

　最近は,小グループ化していますが,行為自体は昔と変わらないようです。地域や学校の教育力が落ち，多様化する子供のニーズに大人がついて行けなくなっていること，旧世代の暴走族であった大人が親の世代になっているといったことが，現在の暴走族の活動に影響していると考えられます。

○　暴走族の構成員の身分の比率はどのようなものになっているのでしょうか。

○　いわゆる有職少年の比率が高いのですが，中学生の比率が増加してきています。

○　成人はどうなのでしょうか。

○　世代交代が早い世界ですから，成人はおりません。１６歳～１７歳位が中

心で，１８歳以上で暴走族などをやっていると，馬鹿にされるといった状況にあります。

○　低年齢化しているのが特徴であるとのお話でしたが，構成員の新陳代謝を促している原因はどんなところにあるのでしょうか。

○　家に居場所がない子供達が，自分の寂しさなどを理解し合える仲間のいる場所，一つの逃げ場として捉え，集まってきてしまうと考えられます。

○　群馬県においては，高校進学の前後が大きな分かれ目になっているような気がします。希望どおりの道に進めなかったり，何らかの挫折をしてしまった子供は，家庭に帰っても，自分が疎外されているような感覚にとらわれてしまうようで，学校や家庭などで，そうした子供へのケア，指導をする環境の充実が必要なのではないでしょうか。

○　最近の保護者は，自分の子供を暴走族などには入れないという子供を守るための強い意志がなくなってきていると感じます。

オ　「少年事件の一般的な流れ」について裁判所から説明

カ　質疑応答

○　昨今，加害少年のプライバシーの問題や保護者のことまで，ネット上にたくさんの書き込みがありますが，何らかの措置を講じないと，１次的な事件が，２次的，３次的な問題に発展するおそれがあり，問題がどんどん複雑な方向に行ってしまう前に，家裁が，捜査機関に対してもう少しサジェスチョンをした方がいいのではないかと思われます。

○　報道機関としては,少年法の趣旨に則り,プライバシーに関することなど,活字化しないようにしていますが，ネットにおいては，報道機関が活字化しない部分まで記載しており，非常に心配をしています。

●　我々としても，よく考えなければならない問題ではありますが，これに関して具体的な対策を執ることは，なかなか容易ではないと考えます。

大変貴重な御意見をありがとうございました。本日いただいた御意見を今

後の家庭裁判所の運営に活かしていきたいと思います。

以　上

（注）○裁判所関係者以外の委員の発言

●裁判所関係委員の発言